

二二の二 振替業 社債等の振替に関する法律第二条第四項（定義）の口座管理機関として行う振替業を
いう。

（家畜商法の一部改正）

第二十二条 家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

第十条の三第二項中「有価証券」の下に「（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

第一百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）」を加える。

（外国為替及び外国貿易法の一部改正）

第二十三条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十一号中「登録されて」を「券面が発行されて」に改める。

（相続税法の一部改正）

第二十四条 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第三号中「短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する」を削り、同条第三項中「前項第二号」を「第二項第三号」に改め、同項を同条第四項と

し、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項第三号に規定する短期社債等とは、次に掲げるものをいう。

- 一 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債
- 二 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債券
- 三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券
- 四 保険業法（平成七年法律第一百五号）第六十一条の二第一項に規定する短期社債
- 五 資産の流動化に関する法律第二条第八項に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）第二条第六項に規定する特定短期社債を含む。）
- 六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券

（公職選挙法の一部改正）

第二十五条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第九十二条第一項中「国債証券」の下に「（その権利の帰属が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。以下この条において同じ。）」を加える。

（放送法の一部改正）

第二十六条 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第八項中「及び非訟事件手続法」を「非訟事件手続法及び社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）」に改める。

（船主相互保険組合法の一部改正）

第二十七条 船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「有価証券」の下に「（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第一百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）」を加える。

（鉱業法の一部改正）

第二十八条 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第一百七十七条第四項中「国債」の下に「（その権利の帰属が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。）」を加える。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第二十九条 投資信託及び投資法人に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十四条の七中「同条第二項中「顧客」とあるのは「投資法人」と、同項第三号」を「同項第三号」に改める。

第一百三十九条の六第二項中「投資法人債は」の下に「担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）」を加える。

（宅地建物取引業法の一部改正）

第三十条 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項中「その他」を「その他の」に改め、「有価証券」の下に「（社債等の振替に関する

法律（平成十三年法律第七十五号）第一百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。」」を加える。

（長期信用銀行法の一部改正）

第三十一条　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項（定義）に規定する」を削り、同条第三項第七号の次に次の一号を加える。

七の二　振替業

第六条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前項第一号」を「第三項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第三項第七号の二の「振替業」とは、社債等の振替に関する法律第二条第四項（定義）の口座管理機関として行う振替業をいう。

第六条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項第二号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

一　社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号（権利の帰属）に規定

する短期社債

- 二 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三條ノ二（短期商工債券の発行）に規定する短期商工債券
- 三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項（全国連合会の短期債券の発行）に規定する短期債券
- 四 保険業法（平成七年法律第二百五号）第六十二条の二第一項（短期社債に係る特例）に規定する短期社債
- 五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二条第八項（定義）に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二条第六項（定義）に規定する特定短期社債を含む。）
- 六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項（短期農林債券の発行）に規

定する短期農林債券

第十一条第五項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　社債等の振替に関する法律の規定によりその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる債券を発行しようとするときは、同法の適用がある旨

第十三条の二第一項第四号中「（平成七年法律第二百五号）」を削る。

（旅行業法の一部改正）

第三十二条　旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第六項中「その他」を「その他の」に改め、「有価証券」の下に「（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）」を加える。

（労働金庫法の一部改正）

第三十三条　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百一十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項第八号中「（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第

二項（定義）に規定する短期社債等をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。」を削り、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 振替業

第五十八条第六項中「第二項に」を「第一項及び前項に」に改め、同項第一号を同項第一号の一とし、同項に第一号として次のように加える。

一 短期社債等 次に掲げるものをいう。

イ 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号（権利の帰属）に規定する短期社債

ロ 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二（短期商工債券の発行）に規定する短期商工債券

ハ 信用金庫法（昭和二十六年法律第一二百三十八号）第五十四条の三の二第一項（全国連合会の短期債券の発行）に規定する短期債券

二 保険業法（平成七年法律第一百五号）第六十一条の二第一項（短期社債に係る特例）に規定する短

期社債

ホ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第八項（定義）に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第六項（定義）に規定する特定短期社債（第二号の二において「旧特定短期社債」という。）を含む。）

ヘ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項（短期農林債券の発行）に規定する短期農林債券

第五十八条第六項第二号の二中「（平成十年法律第百五号）」を削り、「特定短期社債を」を「特定短期社債（旧特定短期社債を含む。）を」に改め、同項第三号の二を同項第三号の三とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 振替業　社債等の振替に関する法律第一条第四項（定義）の口座管理機関として行う振替業を

いう。

第五十八条の二第一項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 振替業

第五十八条の二第十二項中「〔第二項〕」を「〔第二項及び前項〕」に、「〔次条第一項〕」を「〔前項及び次条第一項〕」に改める。

第五十八条の五第一項第三号中「（平成七年法律第百五号）」を削る。

（国の債権の管理等に関する法律の一部改正）

第三十四条 国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「短期社債等の振替に関する法律」を「社債等の振替に関する法律」に改め、「振替口座簿に」の下に「記載され、又は」を加える。

（国税徴収法の一部改正）

第三十五条 国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第六十二条の見出しを「（差押えの手続及び効力発生時期）」に改め、同条第一項中「債権の差押」を「債権（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項（定義）に規定する社債等のうちその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるもの（次条において「振替社債等」という。）を除く。以下この条において同じ。）の差押え」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（振替社債等の差押えの手続及び効力発生時期）

第六十二条の二 振替社債等の差押えは、第三債務者及び滞納者がその口座の開設を受けている振替機関等（社債等の振替に関する法律第二条第五項（定義）に規定する振替機関等をいう。以下この条において同じ。）に対する債権差押通知書の送達により行う。

2 徴収職員は、振替社債等を差し押さえるときは、第三債務者に対しその履行を、振替機関等に対し振替社債等の振替又は抹消を、滞納者に対し振替社債等の取立てその他の処分又は振替若しくは抹消の申請を禁じなければならない。

3 第一項の差押えの効力は、債権差押通知書が振替機関等に送達された時に生ずる。

(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)

第三十六条 原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「有価証券」の下に「（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百一十九条第一項に規定する振替社債等を含む。以下この節において同じ。）」を加える。

(割賦販売法の一部改正)

第三十七条 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「その他」を「その他の」に改め、「有価証券」の下に「（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）」を加える。

(地方住宅供給公社法の一部改正)

第三十八条 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の次に次の一条を加える。

(債券)

第三十三条の二 地方公社は、債券を発行することができる。

(地方道路公社法の一部改正)

第三十九条 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の次に次の二条を加える。

(債券)

第二十七条の二 道路公社は、債券を発行することができる。

(積立式宅地建物販売業法の一部改正)

第四十条 積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「その他」を「その他の」に改め、「有価証券」の下に「（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第一百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）」を加える。

(公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正)

第四十一条 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 土地開発公社は、債券を発行することができる。

第三十三条第五号中「から第六項まで」を「第五項又は第七項」に改める。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)

第四十二条 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「農林債券」の下に「農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十条の規定により発行されるものであつて、」を加える。

第五条第三項中「（平成十三年法律第九十三号）」を削る。

(民事執行法の一部改正)

第四十三条 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「有価証券」の下に「（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第一百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）」を加える。

(銀行法の一部改正)

第四十四条 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第二号中「（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項（定義）に規定する短期社債等をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同項第十号の次に次の二号を加える。

十の二 振替業

第十条第八項を同条第十項とし、同条第七項を同条第八項とし、同項の次に次の二項を加える。

9 第二項第十号の二の「振替業」とは、社債等の振替に関する法律第二条第四項（定義）の口座管理機関として行う振替業をいう。

第十条第六項中「（平成十年法律第二百五号）」を削り、「又は特定短期社債」の下に「（旧特定短期社債を含む。）」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第一号」を「第二項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項第二号、第五号の三及び第十六号並びに第六項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

一 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号（権利の帰属）に規定する短期社債

二 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ一（短期商工債券の発行）に規定する短期商工債券

三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項（全国連合会の短期債券の発行）に規定する短期債券

四

保険業法（平成七年法律第二百五号）第六十一条の二第一項（短期社債に係る特例）に規定する短期

社債

五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二条第八項（定義）に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二条第六

項（定義）に規定する特定短期社債（第七項において「旧特定短期社債」という。）を含む。）

六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項（短期農林債券の発行）に規定する短期農林債券

第十六条の二第一項第四号中「（平成七年法律第二百五号）」を削る。

（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正）

第四十五条 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第九項中「その他内閣府令で定める有価証券」を「その他の内閣府令で定める有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百一十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）」に改める。

第二十二条第二項第一号中「過半数の株式を所有していること」を「総株主の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノニ第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。第三十条の三第二項において同

じ。) の過半数を保有していること」に改める。

第二十三条第四項中「第一百五十六条の三第一項」を「第一百五十六条の一十四第一項」に改める。

第三十条中「(明治三十一年法律第四十八号)」を削る。

第三十条の三第二項第一号中「過半数の株式を所有していること」を「総株主の議決権の過半数を保有していること」に改める。

第三十二条中「第一百五十六条の三第一項」を「第一百五十六条の二十四第一項」に改める。

(郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律の一部改正)

第四十六条 郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)第二条

第四項の口座管理機関として行う振替業(以下単に「振替業」という。)に係る取扱い

第九条の次に次の一条を加える。

(振替業に係る取扱い)

第九条の二 郵政事業庁長官は、社債等振替法第四十四条第一項の規定に基づき、他の者のために、その申出により国債等の振替を行うための口座（以下「国債等振替口座」という。）を開設する。

2 郵政事業庁は、この法律に定めるもののほか、社債等振替法の定めるところにより、振替業に係る取扱いを行う。

3 第五条第二項及び第三項並びに第六条から第八条までの規定は、振替業に係る取扱いについて準用する。この場合において、第五条第二項中「前項」とあるのは「第九条の二第一項」と、「証券の保護預り」とあるのは「国債等振替口座の開設」と、「当該保護預りを請求した」とあるのは「同項の申出をした」と、同項及び同条第三項、第六条、第七条第一項及び第三項並びに第八条中「証券の寄託者」とあるのは「加入者」と、第五条第二項中「保護預り証書（保護預り通帳）とあるのは「加入証書（加入通帳）と、同条第三項及び第七条第二項中「保護預り証書」とあるのは「加入証書」と、第六条中「第一条第一項の規定により国債等の証券の保護預り」とあり、及び第七条第一項中「保護預り」とあるのは

「振替業に係る取扱い」と読み替えるものとする。

第十条第一項中「について、」を「及び国債等振替口座に係る国債等について、」に、「以外」を「及び国債等振替口座に係る国債等以外」に改める。

第十一条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「一般承継人」の下に「又は加入者」を、「係る国債等」の下に「又は当該加入者の国債等振替口座に係る国債等」を加え、同条第五項中「保護預り証券」の下に「又は国債等振替口座に係る国債等」を加え、「第五条第五項中」を「同条第五項中」に改める。

第十二条中「郵政事業庁長官は」の下に「、総務省令の定めるところにより」を加え、「又は」を「若しくは」に、「から請求があつたときは」を「又は加入者に対し」に改め、「係る国債等」の下に「又は当該加入者の国債等振替口座に係る国債等」を加える。

第十三条第四項中「又は」を「若しくは」に、「買い取る」を「買い取り、又は元金の支払に関する事務を行う」に改め、「代金」の下に「又は元金」を加える。

第十五条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「又は」を「若しくは」に、「その代金」を「又は元金の支払に関する事務を行い、その代金又は元金」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次

の一項を加える。

2 第十二条の規定による貸付金の貸付期間内に当該貸付けの担保とされた国債等の元金の払渡しの請求があつたときは、郵政事業庁は、当該払い渡すべき元金に相当する金額からその時における当該貸付金及びその利子の合計額に相当する金額を控除した金額を払い渡す。この場合において、当該貸付金及びその利子に係る債務は、その時に弁済されたものとみなす。

第十七条中「第三条第一項第四号及び第五号」を「第三条第一項第五号及び第六号」に改める。

第十九条中「保護預り」の下に「振替業に係る取扱い」を加える。

(民事保全法の一部改正)

第四十七条 民事保全法（平成元年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「有価証券」の下に「（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）」を加える。

(前払式証票の規制等に関する法律の一部改正)

第四十八条 前払式証票の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第七項中「その他内閣府令で定める有価証券」を「その他の内閣府令で定める有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第一百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）」に改める。

（保険業法の一部改正）

第四十九条 保険業法（平成七年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第一項第四号の三中「（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項（定義）に規定する短期社債等をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第五項を次のように改める。

5 第一項第四号の二の「特定目的会社」、「資産流動化計画」又は「特定社債」とはそれぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二条第三項、第四項又は第七項（定義）に規定する特定目的会社、資産流動化計画又は特定社債をいい、「特定短期社債」とは同法第二条第八項に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定

による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第六項（定義）に規定する特定短期社債を含む。）をいう。

第九十八条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6 第一項第四号の三、第五号及び第十号並びに第四項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

一 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号（権利の帰属）に規定する短期社債

二 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二（短期商工債券の発行）に規定する短期商工債券

三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項（全国連合会の短期債券の発行）に規定する短期債券

四 第六十一条の二第一項に規定する短期社債

五 前項に規定する特定短期社債

六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項（短期農林債券の発行）に規定する短期農林債券

第一百十二条の二第一項中「第九十八条第七項」を「第九十八条第八項」に改める。

第一百九十条第九項中「有価証券」の下に「（社債等の振替に関する法律第一百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。第二百二十三条第十項及び第二百九十二条第九項において同じ。）」を加える。

（民事訴訟法の一部改正）

第五十条 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第七十六条中「有価証券」の下に「（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第一百一十九条第一項に規定する振替社債等を含む。次条において同じ。）」を加える。

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第五十一条 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第一百七十四条第一項中「受益証券の番号」を「受益権の種類」に改め、同条第二項中「受益証券ノ番号」を「受益権ノ種類」に改める。

第一百七十五条第一項第三号中「各受益証券」を「各受益証券の権利者の有する受益証券」に改める。

第二百五十二条第一項第十五号中「社員総会、権利者集会若しくは種類権利者集会を招集せず」を「社員総会を招集せず」に改める。

（資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十二条 この法律の施行前に行われた特定目的信託（資産の流動化に関する法律第二条第十三項に規定する特定目的信託をいう。以下この条において同じ。）の受益権の移転の受託信託会社等（同法第二条第十六項に規定する受託信託会社等をいう。）に対する対抗要件及び特定目的信託の権利者名簿の名義書換については、なお従前の例による。

（総務省設置法の一部改正）

第五十三条 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第七十九号二中「保護預り」の下に「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第四項の口座管理機関として行う振替業に係る取扱い」を加える。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第五十四条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第六十三号中「短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十九条第一項」を「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第一百三十七条第一項」に改める。

（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第五十五条 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七条）の一部を次のように改正する。

附則第五十条第二項中「第十条第六項」を「第十条第七項」に改める。

（株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第五十六条 株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第三十九条の三第二項」を「第三十九条の十一第二項」に改める。

（金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部改正）

第五十七条 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成十四年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十号中「第二条第二十五項」を「第一条第一十八項」に改め、同条第三十六号を次のように改める。

三十六 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。）

第二条第三十八号を同条第三十九号とし、同条第三十七号を同条第三十八号とし、同条第三十六号の次に次の一号を加える。

三十七 同法第二条第四項に規定する口座管理機関（前各号に掲げる者及び郵政事業庁長官を除く。）

第九条に次の一項を加える。

4 前三項の規定は、日本銀行については、適用しない。

第十四条第一項第十一号中「第三十六号」を「第三十七号」に改め、「金融機関等」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同項第十二号中「第二条第三十七号」を「第二条第三十八号」に改め、

同号を同項第十三号とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十二 第二条第三十六号及び第三十七号に掲げる金融機関等のうち国債を取り扱うもの 内閣総理大臣、法務大臣及び財務大臣

(信託業法の一部改正)

第五十八条 信託業法の一部を次のように改正する。

第十条第二項を削る。

(信託業法の一部改正に伴う経過措置)

第五十九条 附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧社債等登録法の規定による登録社債等については、前条の規定による改正前の信託業法第十条第二項の規定は、なおその効力を有する。

(金融機関再建整備法の一部改正)

第六十条 金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第七項中「社債等登録法による登録の抹消又は変更」を削る。

(地方自治法の一部改正)

第六十一条 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百四十条第四項第三号中「社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）又は」を削る。

（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）

第六十二条 附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧社債等登録法の規定による登録社債等については、前条の規定による改正前の地方自治法第二百四十条第四項第三号の規定は、なおその効力を有する。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第六十三条 投資信託及び投資法人に関する法律の一部を次のように改正する。

第一百三十九条の六第二項中「、社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）」を削る。

第一百九十六条第三項中「又は第一百三十九条の六第二項の規定により適用される社債等登録法第四条の規定により投資法人が投資法人債券を発行しない場合」及び「当該投資法人債券に表示されるべき投資法人債は投資法人債券と、それぞれ」を削る。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六十四条 附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧社債等登録法の規定による登録社債等については、前条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の六第二項及び第一百九十六条第三項の規定は、なおその効力を有する。

(信用金庫法の一部改正)

第六十五条 信用金庫法の一部を次のように改正する。

第五十四条の十三を次のように改める。

第五十四条の十三 削除

(信用金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第六十六条 附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧社債等登録法の規定による登録社債等については、前条の規定による改正前の信用金庫法第五十四条の十三の規定は、なおその効力を有する。

(国の債権の管理等に関する法律の一部改正)

第六十七条 国の債権の管理等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の規定により登録されたもの及び」を削る。

（国の債権の管理等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六十八条 附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧社債等登録法の規定による登録社債等については、前条の規定による改正前の国の債権の管理等に関する法律第三条第一項第二号の規定は、なおその効力を有する。

（民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正）

第六十九条 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第九項を削り、同条第十項を同条第九項とする。

附則第十六条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

（民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第七十条 附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧社債等登録法の規定による登録社

債等については、前条の規定による改正前の民間都市開発の推進に関する特別措置法第八条第九項及び同法附則第十六条第二項の規定は、なおその効力を有する。

(保険業法の一部改正)

第七十一条 保険業法の一部を次のように改正する。

第六十一条第三項中「、社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）」を削る。

(保険業法の一部改正に伴う経過措置)

第七十二条 附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧社債等登録法の規定による登録社債等については、前条の規定による改正前の保険業法第六十一条第三項の規定は、なおその効力を有する。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第七十三条 資産の流動化に関する法律の一部を次のように改正する。

第一百十三条第二項中「、社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）」を削る。

(資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十四条 附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧社債等登録法の規定による登録社債等については、前条の規定による改正前の資産の流動化に関する法律第百十三条第二項の規定は、なおその効力を有する。

(金融庁設置法の一部改正)

第七十五条 金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第十九号中「振替及び登録」を「及び振替」に改める。

（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正）

第七十六条 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七条）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第一百十三条第二項中「社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）」を削る。

(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十七条 附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧社債等登録法の規定による登録社債等については、前条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百十三条第二項の規定は、なおその効力を有する。

(社債等の振替に関する法律の一部改正)

第七十八条 社債等の振替に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第十四条第二項中「社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）」を「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第三条の規定による廃止前の社債等登録法（昭和十七年法律第十一号。次項において「旧社債等登録法」という。）」に改め、同条第三項中「社債等登録法」を「旧社債等登録法」に改める。

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正)

第七十九条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第十条」を「第十条ノ二」に改める。

（法人税法の一部改正）

第八十条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第六十一条の二第十項中「第一百五十六条の三第一項」を「第一百五十六条の二十四第一項」に改める。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正）

第八十一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第九号中「第一百五十六条の三第一項」を「第一百五十六条の二十四第一項」に改める。

（金融庁設置法の一部改正）

第八十二条 金融庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「からノまで」を「からクまで」に改め、同条第三号中ノをクとし、ヰをオとし、ウをノとし、ムをヰとし、ラをウとし、ナをムとし、ネをラとし、ツをナとし、ソをネとし、レをツとし、タの次に次のように加える。

ソ 金融先物債務引受業を當む者

第四条第三号中タをレとし、ヨをタとし、カをヨとし、ワをカとし、ヲをワとし、ルをヲとし、ヌをルとし、リの次に次のように加える。

ヌ 有価証券債務引受業を當む者

(罰則の適用に関する経過措置)

第八十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八十五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において新社債等振替法、新証券取引法及び新金融先物取引法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新社債等振替法第二条第十一項に規定する加入者保護信託、新証券取引法第二条第二十七項に規定する証券取引清算機関及び新金融先物取引法第二条第十三項に規定する金融先物清算機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

内外の金融情勢の変化に即応し、諸外国の制度との調和を図りつつ、より安全で、効率性の高い証券決済制度等を構築していく必要性にかんがみ、社債、国債等について、券面を必要としない新たな振替制度の整備、より効率的な清算を可能とする清算機関制度の整備を行う等、決済の迅速化、確実化をはじめとする証券市場の整備のため、所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。